

大和市監査委員告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年11月29日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 2 監 査 対 象
 - 団 体 社会福祉法人大和市社会福祉協議会
 - 所 管 部 局 健康福祉部 健康福祉総務課
- 3 監査対象期間 令和5年4月～令和5年10月
- 4 監 査 年 月 日 令和5年11月28日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、団体の事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事項

 - ・ 補助金の経理に関する事務

所管部局に関する事項

 - ・ 補助金交付に関する事務
- 6 主 な 着 眼 点 団体に関する事項
 - ・ 収入、支出の経理は適正か
 - ・ 補助金が対象事業以外に流用されていないか
 - ・ 現金等の管理体制は適切か

所管部局に関する事項

- ・助成手続きは適正か
- ・団体に対して適切に指導・監督を行っているか

7 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。